

福島県国民健康保険財政安定化基金への
財政調整機能の付与について

令和3年12月24日

福島県国民健康保険課

福島県国民健康保険財政安定化基金への財政調整機能の付与について(案)

1 財政調整機能の付与について

国民健康保険法の改正により、「都道府県は国民健康保険事業費納付金の著しい上昇の抑制など国民健康保険の安定的な財政運営の確保のために必要があると認められる場合に、法の定めるところにより、財政安定化基金を取り崩し、国保特別会計に繰り入れることができる」とされたところである。

年度間の納付金の急激な増減を抑制することにより、保険料(税)の変動幅を抑制することができることから、本県の財政安定化基金についても、複数年での保険料の平準化に資する財政調整機能を付与することとし、決算剰余金※を適切に管理するとともに、国保財政運営の安定化を図ることとする。

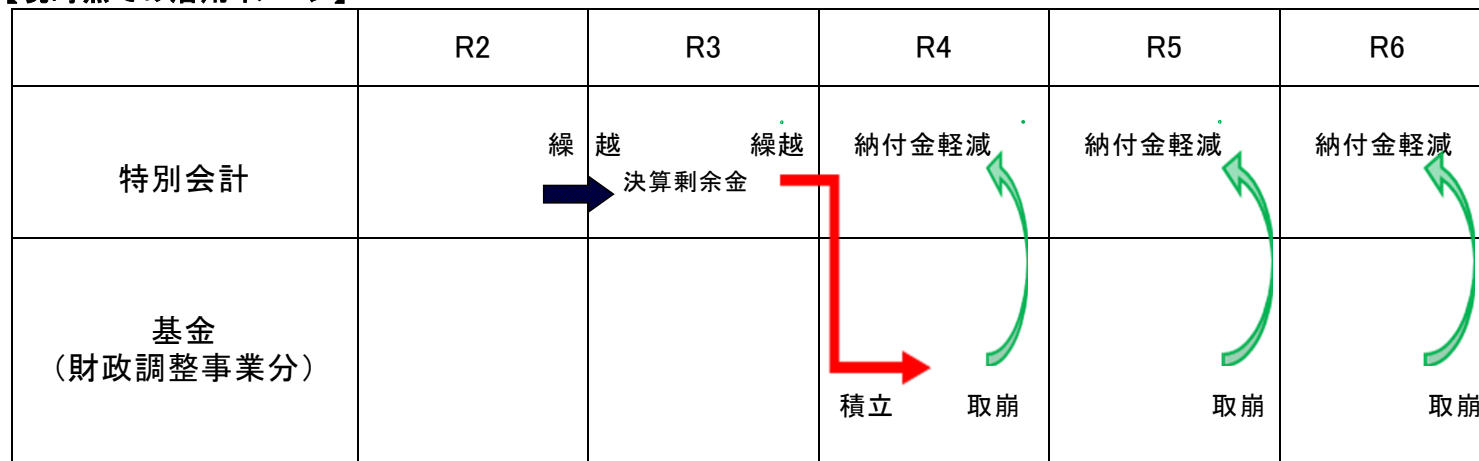
なお、県財政安定化基金への積み立て及び取り崩しは、法で定める要件に沿って行うこととし、積立額及び取崩額については市町村と協議のうえ決定することとする。

※ 繰越金から国費等への償還予定額を控除した額

2 具体的な活用の例について

令和2年度に生じた決算剰余金については、市町村と協議のうえ、財政調整事業分として県財政安定化基金に積み立てる。令和4年度以降、国保事業費納付金の軽減等その活用に当たっては、法の定める要件に沿って取り崩すこととし、その際の具体的な取崩額については市町村と協議のうえ決定することとする。

【現時点での活用イメージ】



(参考)

福島県国民健康保険財政安定化基金について

【趣 旨】

医療給付費の増や国民健康保険料(税)の収納不足により財源不足となった場合に備え、一般財源からの財政補填等を行う必要がないよう、都道府県に財政安定化基金を設置し、国民健康保険財政の安定化を図る。

【事 業】

1 財政安定化基金事業

- 医療給付費の増加により財源不足となった場合に、都道府県に貸付を行うもの。
- 国民健康保険料(税)の収納不足により財源不足となった場合に、市町村に貸付等を行うもの。

2 特例基金事業

- 国保制度改革に伴う保険料(税)の激変緩和措置に必要な費用に充てるもの。(令和5年度末まで)

【財政安定化基金への財政調整事業の付与について】

現在の上記2事業に新たに「財政調整事業」を加える。

